

古文書解読チャレンジ講座第二十三回

公園はワンダーランド その一

出典：東京府文書

『公園地観セ物等警視往復〈庶務課〉』

(請求番号609 D5 06)

平成三十一年四月 東京都公文書館

明治の初めには、様々な西洋の制度が日本に紹介されました。都市に暮らす人々の生活に潤いを与える公園もそのひとつです。

明治六年（一八七三）一月十五日、太政官から公園の設置が命じられ、それを受けて同年三月東京府に五つの公園が設けられることになりました。

金龍山浅草寺、東叡山寛永寺、三縁山増上寺、富岡八幡社、飛鳥山の五ヶ所がそれぞれ浅草公園、上野公園、芝公園、深川公園、飛鳥山公園と名付けられました。

このとき定められた「公園取扱心得」¹にいわゆる見世物に関する事項が規定されています。

一 公園中ニ於テ一時奇物展覽セシメ候力、遊息之タメ出茶屋小屋掛之類致度望之者ハ、時限ヲ定メ差許不苦、尤竈築立昼夜共寢食致シ候義ハ一切禁止可致事

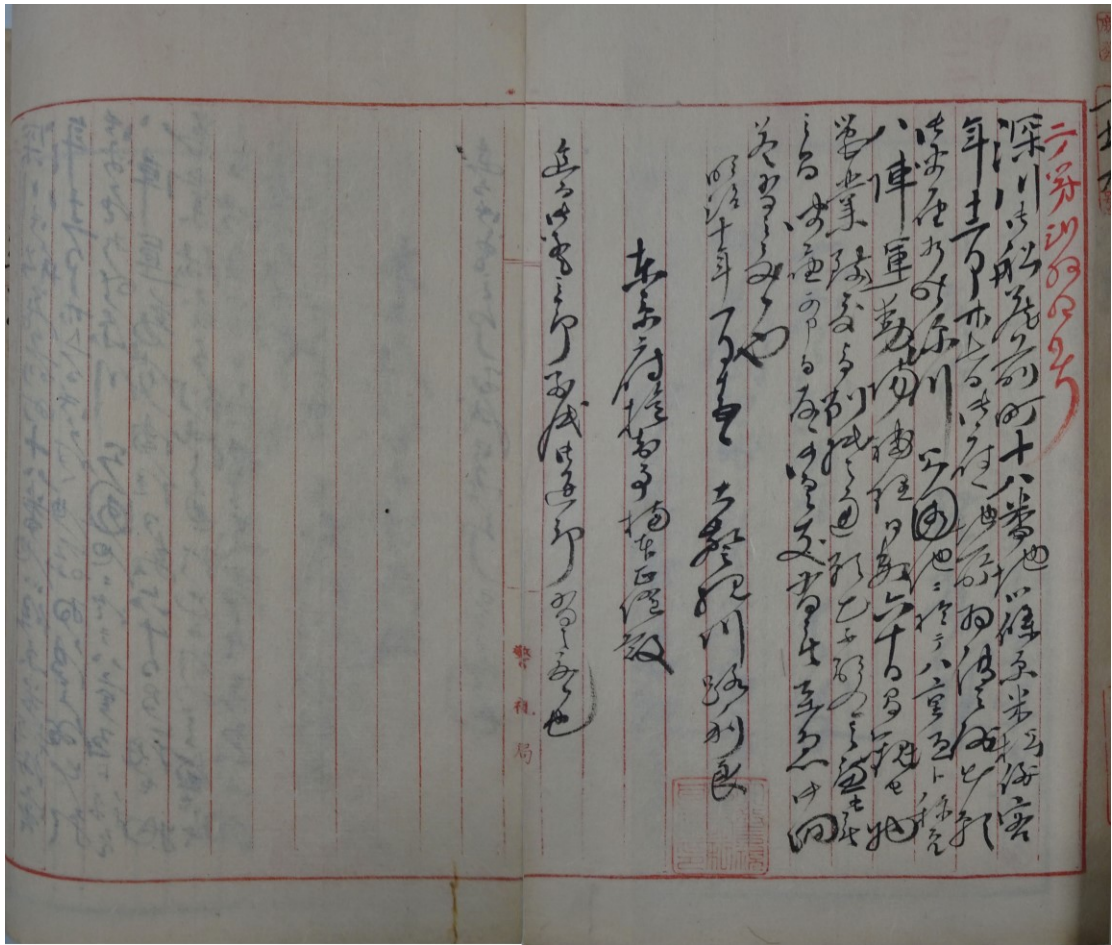
公園内において、珍しいものを展覽させたいという希望者は、展覽時間を定めて出願すれば許可するが、展覽場所に住み込みで生活することは禁止する、という内容です。

東京府内の見世物は警視庁の管轄でしたので、出願はまず警視庁へ提出され、公園については東京府が管理していたため、さらに警視庁から東京府へ許認可についての照会が行われました。

今回ご紹介する文書は公園が設置されて間もない明治九年（一八七六）から十一年（一八七八）にかけての照会文書を綴った簿冊です。

いったいどんな見世物があったのでしょうか？

一、史料一



二、史料の解読／読み下し例

二ノ第 式拾 四号
 深川御船蔵

深川御船蔵前町十八番地 篠原米松儀客
 深川御船蔵前町十八番地 篠原米松儀客
 年十二月廿七日御府へ地所拝借之儀出願
 年十二月廿七日御府へ地所拝借之儀出願
 八陣運動場補理日数六十日間観セ物
 八陣運動場補理日数六十日間観セ物
 八陣運動場補理日数六十日間観セ物

營業 致度旨別紙之通 願出不都合之廉も無
 營業 致度旨別紙之通 願出不都合之廉も無
 之間 間届可申と存候御差支有無至急御回
 之間 間届可申と存候御差支有無至急御回
 有之度候也
 有之度候也

明治十年一月十五日 大警視川路利良 印
 明治十年一月十五日 大警視川路利良 印

東京府権知事楠本正隆殿
 東京府権知事楠本正隆殿
 追而御答之節 別紙御返却 有之度候也
 追而御答之節 別紙御返却 有之度候也

【解読文】

二ノ第式拾四号

深川御船藏前町十八番地篠原米松儀客

年十二月廿七日御府へ地所拝借之儀出願

御聞届相成候深川公園地ニ於テ八重垣ト称スル

八陣運動場補理日数六十日間観セ物

營業致度旨別紙之通願出不都合之廉も無

之間聞届可申と存候御差支有無至急御回

答有之度候也

明治十年一月十五日 大警視川路利良 印

東京府権知事楠本正隆殿

追而御答之節別紙御返却有之度候也

【語句解説】

客年（かくねん・きやくねん）：昨年。去年
補理（しつらえ）：設備すること

【読み下し例】

二ノ第式拾四号

深川御船藏前町十八番地篠原米松儀、客

年十二月廿七日御府へ地所拝借の儀出願

御聞き届け相成り候、深川公園地ニ於テ八重垣ト称スル

八陣運動場しつらえ、日数六十日間観セ物

營業致したき旨、別紙之通り願い出、不都合之廉も

これなき間、聞き届け申すべくと存じ候。御差支有無至急御回

答これありたく候也。

明治十年一月十五日 大警視川路利良 印

東京府権知事楠本正隆殿

追て御答の節、別紙御返却これありたく候也

三、史料解説

これは明治十年（一八七七）正月十五日に、大警視川路利良の名前で当時の東京府権知事楠本正隆に宛てて送られた照会文です。

川路は旧薩摩藩士。明治七年（一八七四）一月、警視庁の創設に伴い初代大警視に就任、日本の警察制度の基礎を作った人物として著名です。明治十年に警視庁は廃止されて内務省内に警視局が置かれ、東京府下の警察業務を所管する組織としては、新たに東京警視本署が設置されています。このため、料紙に「警視局」罫紙が用いられています。

宛先の楠本は旧大村藩士。この時は内務大丞と東京府権知事を兼任していました。

出願者は深川御船蔵前町（現江東区新大橋）に住む篠原米松。年の瀬も押し詰まった明治九年の十二月二十七日に願いが出されています。その内容は、深川公園の敷地に「八重垣」と称する「八陣運動場」をこしらえて、六十日間見世物営業をするというものでした。一体「八陣運動場」とはどんなものだったのでしょうか？

八陣を国語辞典などで引くと、「中国の兵法で、八種類の陣立」³などと説明されていますが、これでは見世物として成り立つようには思えませんね。実はこれ、迷路のことなのです。

日本に迷路がもたらされたのは明治七年、横浜野毛の四時皆宜園にできた「隠れ杉」が最初と言われています⁴。樹木を植えて迷路を作るもので、イギリスのハンプトンコート宮殿の庭園にあった迷路⁵をまねて設けられたといえます。当時の新聞にも前年の明治九年十月向島三囲神社のそばに「八重櫓」、十二月末には神田花岡町の鎮火社に「杉葉細工智慧の輪道」が完成し、年明けから木戸銭をとるといふ記事が載っており、どうやらこの時期に流行していたようです。

篠原米松は、他にも明治七年に飯田町で闘牛（牛角力）興行を行っていることが当館所蔵公文書⁷で判明しますので、興行師的人物であったと考えられます。流行を当て込んで、今度は深川公園に迷路をつくって一儲けしようと考えたのでしょうか。

詳しい内容は、警視局への回答とともに願書が返却されてしまったため、残念ながらこれ以上はわかりません。どんな迷路だったのか体験してみたいですね。

1 東京都『東京市史稿』市街篇 第五十四 昭和三十八年 五六四頁

2 明治十四年（一八八一）一月に警視庁再置

3 新村出編『広辞苑』第四版、平成三年

4 『横浜市史稿 風俗編』第一章市政風俗 第一節物見遊山 六花屋敷 四時皆宜園 臨川書店 昭和六〇年

5 十七世紀の末に宮殿の庭に作られた迷路。現在も入園者に公開されている。

ハンプトンコート宮殿ホームページ 迷路のページ

<https://www.hrp.org.uk/hampton-court-palace/explore/the-maze/#gs.cf4obdny> 平成三十一年二月十二日閲覧）

6 読売新聞 明治九年十月二十三日 朝刊二面、同紙 明治九年十二月二十九日 朝刊二面

7 『三、四小区町内預地書物・附拝借地ノ件・共・33号 明治7年』請求番号：606.A7.14